

建設作業で発生する騒音・振動に係る届出の手引き

亶理町町民生活課

1. 騒音及び振動の規制について

騒音規制法、振動規制法に基づき、指定地域内（2参照）において、建設工事として行われる作業のうち、騒音・振動の発生する作業（以下「特定建設作業」という。）を実施する場合は、事前に亶理町に届け出ることが義務付けられています。

2. 指定地域

騒音規制法 振動規制法	都市計画法第5条の規定により指定された都市計画区域内…都市計画用途地域（同法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域を除く。）
----------------	---

3. 特定建設作業の種類

次ページ一覧表のとおり

4. 届出内容等

		備考
届出を要する作業	3に掲げる作業（※）	※作業を開始した日に終了するものは除かれます
届出者	当該作業の元請者	
届出期限	作業開始の7日前（※）	※日数の算定に届出日は含みません
届出様式	P 3～6のとおり	様式は亶理町ホームページからダウンロードすることができます。 http://www.town.watari.miyagi.jp/index.cfm/28,30227,23,233,html
添付書類	①付近の見取り図、②工事工程表	
提出部数	届出書、添付書類共に正本1部、写し1部の計2部	
届出先・問合せ先	亶理町町民生活課生活環境班 〒989-2393 亶理町字悠里1番地 TEL：0223-34-1113 FAX：0223-34-6178	

5. 規制基準

●騒音・振動の測定は、特定建設作業の敷地境界線とする。

規制種別	第1号区域（※1）	第2号区域（※2）
基準値	【騒音】85デシベル	【振動】75デシベル
作業禁止時間	19時～翌日7時	22時～翌日6時
1日当たりの作業時間	10時間以内	14時間以内
作業期間	連続6日以内	
作業禁止日	日曜日その他の休日	

※1：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに工業地域のうち学校、保育所、病院、図書館、老人福祉施設等の敷地80mまでの区域

※2：指定地域のうち、第1号区域以外の区域

6. 罰則など

特定建設作業に伴う騒音・振動が規制基準に適合せず、周辺の生活環境が著しく損なわれると認められる場合は、改善勧告や改善命令を受けることがあります（騒音規制法第15条、振動規制法第15条）。

また、届出をしなかったり、改善命令に従わない場合などは、罰金又は過料が科せられます（騒音規制法第30条から第33条、振動規制法第25条から第28条）。

【特定建設作業一覧表】

■騒音規制法に規定する特定建設作業（騒音規制法施行令別表第2）

番号	建設作業の種類	備考
1	くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業	くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて原動機の定格出力が15kW以上のもの)を使用する作業	さく岩機の動力として使用する作業を除く。
5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45m^3)又はアスファルトプラント(混練機の混練容量が200kg以上)を設けて行う作業	モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
6	バックホウを使用する作業	原動機の定格出力が80kW以上の者に限る。一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定する低騒音型建設機械を除く。
7	トラクターショベルを使用する作業	原動機の定格出力が70kW以上の者に限る。一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定する低騒音型建設機械を除く。
8	ブルドーザーを使用する作業	原動機の定格出力が40kW以上の者に限る。一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定する低騒音型建設機械を除く。

■振動規制法に規定する特定建設作業（振動規制法施行令別表第2）

番号	建設作業の種類	備考
1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業	
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装版破砕機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4	ブレーカーを使用する作業(手持式を除く)	作業地点が連続的に移動する作業にあつては1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。